

第1章 学術大会

第1条 この法人は、定款第3条の目的を達成するために会員の研究成果の発表、知識の交換、情報提供の場として、原則として毎年1回学術大会を開催する。

第2条 第1条の各学術大会に学術大会会長（以下、大会長という。）1名を置く。

2. 大会長は、開催年度の2年以上前の年度に企画委員会が公募し、理事会においてその候補者を選考し、社員総会において決定する。

3. 各学術大会に、大会長のほか実行委員長1名を置く。

第3条 大会長は、学術大会を主催し、その運営を統括する。

2. 各大会長、実行委員長は、必要があるときは理事会及び社員総会に出席して、意見を述べることができる。

第4条 大会参加費は近年の大会を参考に大会長が決定する。ただし、著しい変更が必要な場合は理事会と協議して決定する。

2. 賛助会員（団体）の大会参加費は、希望人数に対して正会員と同額とする。

3. 終身会員・功労会員・名誉会員の大会参加費は無料とし、その抄録は原則、開催場所で配布する。

第2章 刊行物

第5条 この法人の機関誌として、欧文誌「Journal of Radiation Research」(JRR 誌)を発行する。

2 編集委員会構成員の選出、任期及び役割については、別に定める。

第3章 委員会

第6条 学会規程第11条に規定する各常設委員会は以下の内容を含む活動を行うこととする。

(1) 財務委員会：本法人の財務全般を管理し、健全な財務運営を行う。事業年度毎の予算案策定、月次決算等の方法による執行の管理及び決算の管理を行う。新規事業の要望やその予算規模の把握及び終了すべき事業の提案等を行う。また、寄附を募る等、この法人の財政基盤強化に努める。

(2) 編集委員会：「Journal of Radiation Research」の編集等、本法人の出版事業を円滑に遂行するための業務を行う。

- (3) 企画委員会：放射線影響研究に関連する学協会の動向を踏まえて本法人の短期的・中長期的課題を整理し、現実的な在り方及び諸方策について実現までのロードマップを作成する等の事業活動を、関係する委員会と協議し、理事会に提案する。また、SIT プログラム小委員会を設置して次世代を担う人材の発掘、育成のための活動を行う。
- (4) 広報出版委員会：ホームページ並びに学会通信を用いて本法人内外に情報の発信と提供を行う。国内外の放射線科学関係の学会、団体の行っている広報活動を調査する。これを参考に、本法人の活動について社会的な周知を高めるための広報の在り方について検討し、実施する。会員に対し、学術活動について広報・啓発に務め、関連学会・研究会についての情報提供を行う。社会に対しても、本法人の学会活動を効果的に周知するための広報を行う。また、論文紹介企画小委員会を設置して広く放射線科学に関係する最新の論文や書籍などの紹介活動を行う。
- (5) 学術委員会：本法人に関連する研究推進方策、学術計画、ビジョンを検討する。大会長に協力して学術大会成功のため有益な助言を行う。文部科学省科学研究費等の研究費助成制度への提言を行う。
- (6) 賞等選考委員会：放射線影響学会賞、放射線影響学会奨励賞、日本放射線影響学会女性研究者顕彰・岩崎民子賞等の選考を行う。また、放射線影響学会功績賞、放射線影響学会功労会員・名誉会員の推薦を受け付け、その審査を行う。他学会からの褒賞等の推薦依頼について理事長から諮問を受けた場合には、適切な候補者を選考し、理事長に答申する。
- (7) 倫理委員会：日本放射線影響学会憲章の周知・啓発・運用を行うことを目的とし、本法人が社会の信頼と期待を負託された学術研究者集団としてさらに発展していくために、理事等の利益相反を適切に管理し、学会憲章に沿った会員の真摯な学術活動を支援する。
- (8) 規約委員会：定款・規程等の改定について審議を行い、改定案を理事会に報告する。各委員会の依頼に基づき、委員会規程の改定・制定について審議を行う。理事会・社員総会の開催において、法人法・定款・規程等との整合性を確認し、それらの準備で理事長を補佐する。
- (9) グローバル化委員会：国内外の関連学協会との合同シンポジウム開催等を通じた連携及び本法人の国際化を推進する。日本放射線研究連合と連携した ICRR、ACRR 等の国際会議に関する情報発信、参加支援等を実施する。また、若手部会や研究・研究室紹介ウェビナー等の活動を通じ、若手人材の確保・育成に取り組む。
- (10) キャリアパス・男女共同参画委員会：会員のキャリア形成上の課題や男女共同参画の実情を把握し、支援策の提案を行う。学術大会において企画セミナーを開催するとともに、託児費用援助などの大会参加支援を行う。ホームページ並びに男

女共同参画学協会連絡会への参画を通して、本法人内外に対してキャリアパス・男女共同参画の取り組みに関する情報提供を行う。

2. 各委員会は委員長を含めて 5 名以上の委員から構成され、委員長は就任後 30 日以内に正会員の中から委員を指名し、理事会の同意を得るものとする。
3. 倫理委員会を除く各委員会の委員長は、倫理委員会委員長からの要請に基づき、調査・報告・支援を行わなければならない。

第 7 条 本細則の変更は、理事会の決議による。

附 則

この細則は、本法人の成立の日から施行する。